

令和5年度 税制改正に関する要望

令和 4 年 9 月 13 日

一般社団法人 全国建設業協会

令和 5 年度の税制改正に関する要望

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 奥 村 太 加 典

平素は、建設業界に対し一方ならぬご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 4 年 2 月に始まったロシアのウクライナ侵攻が拍車をかけた建設資材等の価格高騰は、建設業に深刻な影響を与えています。また、長引く新型コロナウイルス感染症の影響による景気悪化に伴い、民間発注工事の冷え込み等も懸念されています。

そのような中、令和 4 年度公共事業関係費は、前年度とほぼ同額の予算が計上されましたが、中小企業を主体とする地域建設業の景況感は、依然として悪い傾向が続いています。これは、大都市と地方との事業量の地域間格差や利益率の企業間格差のほか、建設資材の価格高騰等による利益率の低下により、地域のインフラ整備や維持管理等を担うべき地域建設業が、厳しい経営環境に置かれているからと考えられます。

地域建設業は、地域の雇用と経済を支えるとともに、社会資本整備の担い手であり、ひとたび災害が発生した場合には、真っ先に応急復旧や復興に携わる「地域の守り手」でもあります。

地域建設業が今後もこのような社会的使命を果たしていくためには、経営基盤を強化し、経営の安定化を図ることが何よりも重要であり、そのためにも必要な税制上の措置は欠かすことができません。

そこで今般、各都道府県建設業協会の意見を踏まえ、本会の総意により、

- ・ 租税特別措置等の創設・延長・改善要望
- ・ 運用、手続等の改善要望

につき、令和 5 年度の税制改正に関する要望をいたしますので、何卒実現いただきますようお願い申し上げます。

要望事項 目次

I 租税特別措置等の創設・延長・改善要望

1. 中小法人における法人税率の軽減税率の適用期限の延長		1
2. 非上場企業等の事業承継税制による特例承継計画の提出期限 の延長		1
3. 中小企業経営強化税制の延長等		1
4. 中小企業投資促進税制の延長		2
5. 中小企業防災・減災投資促進税制の延長		2
6. 試験研究を行う中小企業等の一般型（中小企業技術基盤強化税制） の上乗せ税額控除期限の延長		3
7. 建設キャリアアップシステムの運用に伴う設備投資等に係る 特別措置の創設		3
8. 工事契約に係る印紙税の撤廃		3

II 運用・手続等の改善要望

1. 建設現場における仮設現場事務所について、法人住民税及び 事業税における「事務所・事業所」からの除外		4
---	-------	---

I 租税特別措置等の創設・延長・改善要望

1. 中小法人における法人税率の軽減税率の適用期限の延長

建設業は、経営基盤が脆弱な中小建設業が大半を占めている。中小建設企業は、厳しい経営環境下にあっても、地域の安全・安心を守るための投資や、雇用の維持に取り組んでいる。中小建設企業の経営基盤を強化するための原資は何よりも社内留保であり、それを高めていくために、中小法人の法人税率の軽減税率（法人所得 800 万円以下 19%→15%）の適用期限を延長していただきたい。

2. 非上場企業等の事業承継税制による特例承継計画の提出期限の延長

中小企業の円滑な事業承継を支援するための法人版事業承継税制については、平成 30 年度税制改正により、令和 9 年 12 月末までの特例措置として、親族外を含め、株式の贈与・相続にかかる税額の 100%が猶予されること等となったが、特例措置を利用するためには、令和 5 年 3 月末までに特例承継計画を提出する必要があった。令和 4 年度の税制改正で、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえて特例承継計画の提出期限が 1 年延長されているが、新型コロナウイルス感染症の収束が未だ見通せないため、さらに 1 年の延長をお願いしたい。

3. 中小企業経営強化税制の延長等

建設業は、人手不足を補うために生産性向上を目的として、ICT 建機、ドローン、BIM/CIM 等の ICT 技術の導入による、建設生産プロセス全体を通じた生産性向上を図る取組が進められており、これらの導入には多額の設備投資が必要である。

そのため、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や制作等した場合に、即時償却又は取得価格の 10%の税額控除が選択適用できる中小企業経営強化税制の延長をお願いしたい。

また、「経営力向上計画」の申請は、従業員の少ない中小企業にとって多大な負担（事務作業）となることから、これらの手続の簡素化をしていただきたい。

手続の簡素化について、具体的には、利用の促進を図るため、中小企業経営強化税制について、新しい設備は生産性向上や収益力強化等に資することが当然であることから、A、B、C 類型ともに、主務大臣への「経営力向上計画」の申請を省略する等の手続の簡素化をお願いしたい。また、B 類型の活用時に経済産業局へ申請する「経営力向上設備等が事業者の事業改善に資することの説明」に必要な投資収益率を算出するための資料作成等に係る事務負担が大きいため、内容の簡素化をしていただきたい。

4. 中小企業投資促進税制の延長

建設業は、人手不足を補うために生産性向上を目的として、ICT 建機、ドローン、BIM/CIM 等の ICT 技術の導入による、建設生産プロセス全体を通じた生産性向上を図る取組が進められているが、これらの導入には多額の設備投資が必要である。

そのため、中小企業者等が機械装置等の対象設備を取得や制作等した場合に、取得価格の 30%の特別償却又は 7%の税額控除が選択適用できる中小企業投資促進税制の延長をお願いしたい。

5. 中小企業防災・減災投資促進税制の延長

昨今、激甚化・頻発化する災害により、尊い国民の生命と財産に甚大な被害が発生している。また、今後予想される大規模水害や巨大地震から、国民の生命と財産を守り、地域の守り手として社会的使命を果たすために、不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、中断しても可能な限り短い期間で復旧させなければならない。

そのためには、自家発電機等の事業継続に資する設備が不可欠であるため、事業継続力強化計画等の認定計画に記載された設備を取得した場合に、20%又は 18%の特別償却が適用できる中小企業防災・減災投資促進税制の延長をお願いしたい。

6. 試験研究を行う中小企業等の一般型（中小企業技術基盤強化税制） の上乗せ税額控除期限の延長

中小建設企業が、生産性向上や働き方改革を進めるためには、研究開発による ICT 技術の導入等が必要であるが、中小建設企業は、経営基盤が脆弱であるため、研究開発費への投資が厳しい状況にある。

中小建設企業の積極的な研究開発を促すために、一般型（中小企業技術基盤強化税制）のうち、令和 5 年 3 月 31 日までとなっている研究開発費の上乗せ税額控除（中小企業の試験研究費が 9.4%超増加した場合の控除上限 10%上乗せ等）の期限延長をお願いしたい。

7. 建設キャリアアップシステムの運用に伴う設備投資等に係る 特別措置の創設

建設キャリアアップシステムでは、建設技能者の所有資格や、就業履歴等の情報を蓄積することで、建設技能者の能力や経験に応じた処遇を受けられる環境を整備し、建設業の担い手を確保しようとしている。当該システムの普及を図るために、導入に必要な PC、カードリーダー等の設備投資及びシステム登録料について、税額控除等による特別措置の創設をお願いしたい。

8. 工事契約に係る印紙税の撤廃

印紙税は、経済取引に伴い作成される文書の背後に経済的利益があるものと推定し、担税力を見出して課税するものである。しかし、建設業の場合は、担税力の有無に関係なく通常の仕事を行うために先ず書面による工事請負契約書を作成しなければならず、建設業の特徴の一つとして、重層請負構造を形成していることから、各階層間で締結する工事請負契約書の印紙税は多重課税であり、過重負担となっている。

また、昨今、電子商取引が進展する中、電子契約書は非課税とされており、「書面か否か」の違いだけで課税の有無が判断されていることは課税根拠を欠くもので不公平であり、工事請負契約書に係る印紙税の撤廃をお願いしたい。

Ⅱ 運用・手続等の改善要望

1. 建設現場における仮設現場事務所について、法人住民税及び事業税における「事務所・事業所」からの除外

建設現場における仮設現場事務所は、常設的な店舗、事務所、工場と異なり、建設現場ごとに工事期間内に一時的かつ随時設置される仮設事務所であり、かつ非常に多くの建設現場で設置されている。これを法人住民税及び事業税における「事務所・事業所」の定義に含めることは、他産業に比べて建設業に著しく不利な税制となっている。また、自治体により運用解釈があいまいで、平等性に欠けることから、建設現場における仮設現場事務所については、課税対象の除外をお願いしたい。特に、設置期間が2年以内の仮設現場事務所については、課税対象から除外していただきたい。